

Title	知的財産に関するファイナンススキーム構築に関する研究(知財)
Author(s)	名取, 隆
Citation	年次学術大会講演要旨集, 19: 325-327
Issue Date	2004-10-15
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7066
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

2E02 知的財産に関するファイナンススキーム構築に関する研究

○名取 隆（東北大工学）

講演要旨

1. 研究テーマ

「地域中堅・中小・研究開発型企業に対する知的財産に関するファイナンススキーム構築の研究」

2. 研究概要

本研究は、技術に優れた地域の中堅・中小・研究開発型企業（以下「地域企業」と略称する）が新規分野の技術開発や知的財産（権）の獲得、その後の知的財産権の有効活用等に取り組むに際しての必要資金を金融機関から円滑に調達するためのファイナンス（以下「知財ファイナンス」と略称する）（注）スキーム構築について検討するものである。

現状では知財ファイナンスは十分に機能していないと考えられる。本研究ではその原因を金融機関側と地域企業側との間の情報のギャップ（いわゆる「情報の非対称性」）によるものと仮定し、金融機関側と地域企業側双方にアンケート調査を行って、そのギャップの原因を明らかにする。具体的には知的財産に対する金融機関側と企業側との間で、意識や組織・体制づくりといった経営組織面で大きなギャップがあることが原因と考える。本研究ではそうしたギャップを埋める方策を検討した上で金融機関等からの視点に立った知財ファイナンススキーム構築の提案をしようと考えている。

（注）知財ファイナンスとは、金融機関が貸付・投資審査において企業（あるいは当該プロジェクト）の持つ知財を適切に評価し、あるいは知財を活用（担保化、信託、証券化など）することによって、企業に必要資金等を融資あるいは投資すること、と同義である。

3. 研究目的（研究の必要性）

地域企業は付加価値生産、雇用生産、輸出等で地域経済に大きく貢献しており、地域において新規創業・第二創業を促進することは地域経済の活性化や、日本の産業競争力の強化・維持に不可欠である。そのため、地域企業に対する知財ファイナンスの普及とそれをサポートする学術研究が求められているが、当分野の既存研究においては知財の価値算定や評価手法の開発に研究対象が集中しており、金融機関側における経営組織論的な実態面での研究はほとんどなされていない。本研究では金融機関側の経営組織の面に注目しアンケートによって実態を明らかにする。

4. アンケートの質問内容

（1）金融機関（銀行、信金、信組、ベンチャーキャピタル）向け

①顧客企業の持つ知的財産の審査（評価）（取り組み全般、内部体制、外部との連携）

②知財ファイナンスの推進状況

- ・ 地域企業への取り組み全般
- ・ 融資審査における企業そのものの見方
- ・ 知財ファイナンス関連の取り組み状況：一般的な融資、制度融資・信用保証制度の活用、公的な補助金・助成金の紹介等の支援、新技術・新製品開発促進融資への取り組み、知的財産権融資、無担保・無保証融資、知的財産権信託・証券化、関連ベンチャーキャピタル、（地域）投資ファンド、政府系金融機関との連携等

(2)地域企業向け

①知的財産管理（全般、内部体制、外部関係者の活用）

②知財ファイナンスの活用状況

- ・ 金融機関取引
- ・ 知財ファイナンス活用状況：一般的な融資の活用、制度融資・信用保証制度の活用、公的な補助金・助成金、新技術・新製品開発促進融資の活用、知的財産権融資の活用、無担保・無保証融資、ベンチャーキャピタル、（地域）投資ファンド、政府系金融機関の活用等

5. 検証すべき仮説

アンケート結果は現在、集計中であるが、パイロットスタディ等の事前調査から以下のような仮説を検証する予定である。

(1)金融機関の現状

①融資にあたっての知的財産審査（評価）

- ・ 金融機関においては顧客企業に関する知的財産審査（評価）は全体的に進んでいない。ただし、それは審査（評価）能力の問題というよりは「審査コスト」との兼ね合いである。
- ・ 融資審査において知的財産審査（評価）は審査項目の一部にすぎない。
- ・ 金融機関は内部における知的財産審査（評価）に限界を感じている。
- ・ 知的財産審査（評価）においては外部機関との連携が効果的であると金融機関は考えている。
- ・ 知的財産審査（評価）においては「技術の事業性（キャッシュフローを生む力）」の評価が大きなポイントである。

②知財ファイナンスの推進状況

- ・ 金融機関において全般的に知財ファイナンスは普及していない。ただし、制度融資・信用保証制度は比較的良好に活用されている。
- ・ 金融機関は信用度が高い企業に対してであっても知的財産担保融資には慎重である。
- ・ 知財ファイナンスに対する関心度合いは金融機関の経営状態（財務健全性、資金運用の難易）に影響を受ける。

③知的財産審査（評価）と知財ファイナンスの関係

- ・ 知的財産審査（評価）レベルの高い金融機関ほど知財ファイナンスの取り組みが積極的である。すなわち両者は比例の関係にある。

(2)地域企業の現状

①知的財産管理

- ・全体的に地域企業における知的財産管理の取り組みは進んでいない。
- ・企業によって取り組みにバラツキがある。

②「知財ファイナンス」の活用状況

- ・全般的にあまり活用できていない。
- ・自社の知的財産の価値が金融機関に理解されていないと感じている。

(3)金融機関と企業との間のギャップの存在(情報の非対称性)

- ・知財ファイナンスに関して金融機関と企業との間に大きな認識上のギャップがある。
- ・金融機関は事業性評価が困難であるなどの理由により知財ファイナンスの供給には限界があると認識している。
- ・企業側は知財ファイナンスのユーザーとして金融機関に不満を感じている。

(4)対応策:知財ファイナンススキームを構築するために必要な条件

①金融機関側

- ・外部と積極的に連携して知的財産の事業性評価をより密に行うこと

②地域企業

- ・自社の知的財産の事業性評価を客観的に認識し、説明能力を高めること。

③地域機関

- ・地域ベンチャーファンドによる知財ファイナンスへの取り組み
- ・公共団体、商工団体による事業性評価支援

以上